

令和6年

寒河江市農業委員会第12回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第12回総会

日時 令和6年12月25日（水）午前9時00分
会場 寒河江市議会第2・3・4会議室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	14番 高橋博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

事務局

事務局長	渡邊健一	事務局長補佐（総括）	高子英晴
事務局長補佐（農地担当）	日下部靖広	総務係主任	木村龍一
農地係主任	土田修	農地係主任	芳賀遼太郎

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第51号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第54号 非農地証明願の審議について
- (5) 議第55号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 8時54分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第12回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、5番の眞木委員、15番奥山委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第51号から議第55号までの議案について一括上程します。

- （1）議第51号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- （2）議第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- （3）議第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- （4）議第54号 「非農地証明願の審議について」
- （5）議第55号 「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第51号から議第55号まで一括上程いたします。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理者、報告をお願いします。片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

去る12月17日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、

農地法第3条の新規就農案件1件、農地法第5条の許可申請案件1件、非農地証明願案件2件の合計4件を審査しました。

議第51号「農地法第3条の規定による許可処分について」順位62番、寒河江地区の案件になります。

申請地は、大字寒河江字石田の農地で、譲受人の自宅に隣接する農地です。

「新規就農希望者の農地に係る申し合わせ」に基づき、申請書の他に「取得農地の利用計画書、営農計画書」等の書類を提出してもらっております。

新規就農を希望する譲受人は、寒河江地区在住の41歳の男性で、不動産業を営んでいます。

農業を営もうとする理由は、「取得農地の利用計画書、営農計画書」によると、申請者は10年ほど前から家庭菜園でざくろ、ジャガイモの他、根菜類を栽培しており、自宅周辺に休耕地の農地があるため、婚姻を機にその農地を借り、ざくろの栽培を始め、自分の手で育てた農作物を人々に提供したいと決心したとのことでした。

申請地にはざくろを栽培する予定で、耕作に必要な技術は農家歴40年以上の義父と国産ざくろ農家を営んでいる和歌山県のフルーツガーデンより、指導を受けるとのことです。現地調査を行ったところ、整地されており、耕作できると見てきました。

事前審査会においては、異議なしとされたところですが、なお、地区審査でも十分な審査をお願いします。

議第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」順位43番、高松地区、駐車場用敷地への転用案件です。

申請地は、農振農用地区域外にある農地であり、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

議第54号「非農地証明願の審議について」順位19番、西根地区の案件です。

申請地は大字西根字高畑にある土地で、近隣に住む方の親の代から貸しており、一部には物置が建てられ、50年ほど経過し現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

順位20番、南部地区の案件です。

申請地は大字島字皿沼の土地で、昭和48年3月末から近隣の会社の社員駐車場及び資材置場として利用されてきたが、その会社が平成13年頃廃業したため、近隣の方と近隣の会社に貸し、駐車場及び資材置場として利用され、現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労様でした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時30分までとします。それでは地区審査の間暫時休憩とします。

休憩 午前 9時02分

再開 午前 9時33分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第51号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。
氏家委員。

氏家委員

はい、議長。8番、氏家です。

議第51号「農地法第3条の規定による許可処分について」、5ページをご覧ください。順位62番。

(議案書順位62番朗読)

所在地は石山鉄工所のところの十字路を山形方面に進み、国井商事(株)の西側にあたる場所になります。

12月17日事前審査会に出席の皆様より現地を確認していただきました。先程、片桐会長職務代理者からも詳しい説明がありましたけれども、10年ほど前から家庭菜園でざくろ、その他野菜類を栽培しておりまして、今回、自宅のとなりに休耕地があるということで、和歌山県でざくろ農家を営んでいる農園や義理のお父さんより指導を受けながら、ざくろを栽培していく予定になっております。特に問題はないと判断してまいりました。

事前審査会、本日の地区審査会におきましても異議はございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、郷野委員、お願いします。郷野委員。

郷野委員

はい、議長、6番、郷野です。

順位63番

(議案書順位63番朗読)

場所ですが、宮内地区内に4筆ございまして、12月13日に白岩地区の農業委員、推進委員の4名で現地確認をしてきました。地区審査会におきましても異議はございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位62番、63番、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第51号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第51号は、原案のとおり決定い

たしました。次に第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

高松・醍醐地区、布施委員、お願いします。布施委員。

布施委員

はい、議長、16番、布施です。

議第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、7ページをご覧ください。順位7番

(議案書順位7番朗読)

この案件につきまして12月13日に高松・醍醐地区の農業委員と推進委員で現地を調査して参りました。

場所は米沢地区の踏切から清助新田地区に向かいまして、清助新田地区に入ると株式会社サトネンの事務所があり、その北向いにあります。

申請通りであれば何ら問題ないと判断してまいりました。事前審査会、また地区審査会でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位7番は、住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、農用地区域外にある農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、集

落に接続しており、また代替性もなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がございませんでしたので、採決いたします。

議第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第52号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。
氏家委員。

氏家委員

はい、議長。8番、氏家です。

議第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請

書の審議について」、9 ページをご覧ください。順位 4 5 番。

(議案書順位 4 5 番朗読)

この案件の所在地ですが、南部地区にある薬王堂から直線で約 1 k m 東側に入ったところが、上高屋の部落になります。その部落の千手堂の西側の休耕地が該当地になります。

先月、先々月とちょうど隣の 2 筆が転用許可の申請を受けて許可が下りたばかりの場所になります。1 2 月 1 4 日寒河江・南部地区の農業委員と推進委員で現地を確認してまいりました。周辺の農地には特に影響はなく、申請どおりであれば、何ら問題ないと判断しました。

事前審査会、本日の地区審査会でも異議ございませんでした。続きますして順位 4 6 番

(議案書順位 4 6 番朗読)

所在地ですが、陵南中学校のある交差点を東に進みまして十三そばのある手前の交差点を 5 0 m ぐらい入ったところになります。

譲受人の ████████ さんは美希プランニングとして不動産業を営んでおり 4 区画の宅地分譲として転用するというような内容になっております。

1 2 月 1 4 日寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地を確認してまいりました。新興住宅街の中の休耕地であり、申請どおりであれば、何ら問題ないと判断しました。事前審査会、本日の地区審査会でも異議はございませんでした。続きますして順位 4 7 番。

(議案書順位 4 7 番)

この案件の所在地は、ちょうどハートフルセンターの裏手の西側 50 m ぐらい入ったところになります。

地図上では大変、変形した形にはなりますけれども、道路から出入りする為の、5 m 幅の道路も一緒に整備しまして、奥の敷地に 2 台分の駐車場、住宅、庭を建設する予定になっております。12月14日寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地を確認してきました。

住宅街の中にある休耕地ということで申請どおりであれば何ら問題はないと判断しました。

事前審査会、また本日の地区審査会でも異議がございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。
芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長、13番、芳賀です。

(議案書順位 4 4 番朗読)

12月14日、西根・三泉地区の農業委員と推進委員で現地を確認して参りました。

場所はマックスバリューの北側に今回の申請地があります。西側の方に■■■■さんの住宅があり、駐車場から住宅まで道路が 2.6 m と狭いため、駐車場を確保したいということで今回の申請になりました。

場所はすべて住宅街にありまして、周辺には農地がないということでしたので、何ら問題はないだろうと判断して

まいりました。

本日の地区審査でも異議はございませんでした。
以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、布施委員、お願いします。
布施委員。

布施委員

はい、議長、16番、布施です。順位43番。

(議案書順位43番朗読)

12月17日の事前審査会で巡回していただいたところ
です。

場所は高松陸橋下の112号線沿いに大泉興業があるの
ですが、そこから少し南東に行ったところの線路沿いにあ
ります。

周辺には少し住宅もありますが、樹園地も近く、線路の
南側は工業団地ですので、駐車場にするには何ら問題はな
いと判断していただきました。

しかし、駐車場にした時に入口になるところに側溝があ
りますので、そこは十分注意していただくということで地
区審査においても異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から
説明をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

順位 4 3 番は駐車場敷地への転用申請になっております。申請地は農用区域外にあり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担している区域内にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 4 4 番は駐車場用敷地への転用申請となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 4 5 番は住宅建築用敷地への転用申請となっております。申請地は農用区域外にあり、10ヘクタール未満の規模の一団の区域にある農地で、第 3 種農地の区域に近接する区域にあり、宅地化が見込まれており、第 2 種農地と判断します。第 2 種農地は申請地に代えて周辺の土地を供することにより事業の目的を達成することが認められる場合は原則許可できませんが、集落に接続しており、代替性もなく、農地区分と転用申請は問題ないと考えます。

順位 4 6 番は、宅地分譲用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 4 7 番は住宅建築用敷地への転用申請となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がございませんでしたので、採決いたします。

議第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第53号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付します。

次に、議第54号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長、8番、氏家です。

議第54号「非農地証明願の審議について」11ページをご覧ください。

(議案書朗読 順位20番)

所在地は南部地区にある薬王堂から山形方面に約20m進

み、西に入った場所になります。

12月17日、事前審査会におきまして、出席者の皆様より現地を確認していただきました。

地面はアスファルトになっておりまして、約50年間駐車場として利用されてきたのですが、アスファルトを剥がして農地に復元するというのも現実的なことではないので、非農地として取り扱うのも止むを得ないのではないかと判断してまいりました。

事前審査会、また本日の地区審査会でも異議ございませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、西根地区芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長、13番、芳賀です。順位19番。

(議案書朗読順位19番)

12月17日に事前審査会で現地を確認してまいりました。左側には112号線が走っています。JAのガソリンスタンドからチェリーランドに向かって、約300m行ったところから溝延の方に向かう道路があります。その道路をとおりまして宝の集落の一番端になりますけれども、そこに申請地があります。現地は物置の一部と花畑になっている状況でありました。

50年ほど前から貸していてそれから物置が建てられており、その一部が車庫として使われていたということでもありますけれども、面積も小さいというようなこともあり、いたしかたないかなと思われ、事前審査会の中では確認してまいりました。本日の地区審査会でも異議がございませんでした。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局

事務局（事務局長補佐（農地担当））

はい、議長。特にありません。

木村議長

はい、ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第54号「非農地証明願の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第54号は、原案のとおり決議いたしました。

次に、議第55号「農用地利用集積計画書の審議について」、担当地区委員より、議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

はじめに寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長、8番、氏家です。

議第55号「農用地利用集積計画書の審議について」
14ページをご覧ください。

(議案書朗読)

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

(議案書朗読)

続きまして、15ページ集計表をご覧ください。西根地区
2筆、田0.21ヘクタール、樹園地0.04ヘクタール、
合計0.25ヘクタールです。

この、案件について、地区の担い手等に集積するものであり、地区審査でも、異議はありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

農地経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第55号「農用地利用集積計画書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第55号は、原案のとおり決定いたしました。

これで、本日上程された議案については、全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時 5分

令和6年12月25日

第12回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 5番委員 眞木早百合

議事録署名委員 15番委員 奥山浩二